## 芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は,改正部分)

改正案	現 行
(開館時間等)	(開館時間等)
第2条の2 デイサービスセンターの開館時間は、午前9時から午後5時	第2条の2 デイサービスセンターの開館時間は、午前9時から午後5時
15 分までとする。	15 分までとする。
2 デイサービスセンターの休館日は、次のとおりとする。	2 デイサービスセンターの休館日は、次のとおりとする。
(1) 日曜日	(1) 日曜日
	(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日	(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 <u>(前号に掲げる日を除く。)</u>
3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、	3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、
開館時間又は休館日を変更することができる。	開館時間又は休館日を変更することができる。
( <u>補則</u> )	( <u>委任</u> )
第 10 条 (省略)	第 10 条 (省略)